

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成28年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成28年1月28日

支出負担行為担当官

群馬労働局総務部長 小島 悟司

1. 調達内容

(1) 調達件名

平成28年度群馬労働局、関係官署及び附属施設で使用する色上質紙の単価契約

(2) 契約期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(3) 調達件名の特質及び数量等

入札説明書による

(4) 履行（納入）場所

入札説明書による

(5) 入札の方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること

2. 競争参加に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること

(2) 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと

(3) 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域で「物品の販売」のB、C又はDの等級に格付けされている者であること

(4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること

(5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3. 電子調達システムの利用

本案件は電子調達システムにて執り行う。但し、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に入札説明書中の様式2にて申し出た場合に限り、紙入札方式で参加することができる。

4. 入札者に求められる義務等

(1) 本競争の参加希望者は、2に掲げる競争参加資格を証明するための書類及び入札説明書に示す仕様に基づく審査資料を提出し、支出負担行為担当官から「競争参加資格確認通知書」の交付を受けなければならない

(2) 開札の前日までの間において、支出負担行為担当官から審査資料等の書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない

5. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9階
厚生労働省群馬労働局総務課会計第一係 担当：山崎（やまざき） 電話 027(896)4732

(2) 入札説明書の交付方法

- ① 交付日時は、本公告の日から平成28年2月18日（木）までの土曜、日曜、祝日及び公休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
- ② 上記5の（1）の交付場所にて交付する

(3) 審査資料の提出期間及び場所

- ① 本公告の日から平成28年2月19日（金）までの土曜、日曜、祝日及び公休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
但し、平成28年2月19日（金）のみ正午12時00分まで
- ② 提出書類については、入札説明書による
- ③ 審査資料の提出場所
上記5（1）に同じ

(4) 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加資格の確認は、審査資料提出日をもって行うものとし、その結果は「競争参加資格確認通知書」により平成28年2月24日（水）までに通知する

(5) 入札、開札の日時及び場所

- ① 日時 第1回入札 平成28年2月25日（木） 午後9時30分
第2回入札 平成28年2月25日（木） 午後11時30分
- ② 場所 上記5（1）に同じで701会議室（7階）
- ③ 入札書の提出は持参あるいは電子調達システムによることとし、郵送・伝送は認めない

6. 公告期間

平成28年1月28日（木）から平成28年2月18日（木）午後5時15分まで

7. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする

(3) 入札保証金及び契約保証金 免除

(4) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令 第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする

(5) 手続きにおける交渉の有無 無

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) その他 詳細は入札説明書による

(8) 履行期間は平成28年4月1日からとし、契約締結日は平成28年4月1日とする。

ただし、平成28年4月1日までに平成28年度予算（暫定予算を含む）が成立しなかった場合は、契約締結日は平成28年4月2日以降に予算が成立した日とする。

(9) 暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

以上公示する。